

議案第 82 号

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

令和 3 年の人事院勧告に準じて、本市特別職の期末手当の改正を行うとともに、令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置を講じるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和 30 年勝山市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(議会議員の期末手当)</p> <p>第 2 条の 2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員が受けるべき議員報酬の月額 100 分の 115 に相当する額に、100 分の <u>167.5</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>(常勤の特別職の職員の給与及び旅費)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、給料の月額 100 分の 115 に相当する額に、100 分の <u>167.5</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>(議会議員の期末手当)</p> <p>第 2 条の 2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員が受けるべき議員報酬の月額 100 分の 115 に相当する額に、100 分の <u>162.5</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>(常勤の特別職の職員の給与及び旅費)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、給料の月額 100 分の 115 に相当する額に、100 分の <u>162.5</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p>

(新設)

13 令和4年6月に支給する期末手当の額は、勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(令和4年勝山市条例第 号)の規定による改正後の勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第2条の2第2項及び第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。